

教 育 委 員 会 定 例 会

日 時：令和2年5月18日（月）

午後1時30分～午後3時15分

場 所：教育委員会 大会議室

出席者：教育長 高橋 正 教育委員：小松泰子、貴田太史、西山清和、山田貴子

事務局及び出席者：菅沼参事、川崎教育指導担当課長、富士川社会教育課長、大滝図書館長、池谷美術館長、鈴木指導主事、櫻井管理係長
高橋社会教育課スポーツ振興係長

高橋教育長 皆さん、こんにちは。お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまの出席者は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより令和2年湯河原町教育委員会5月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。会議録署名委員は、会議規則第35条の規定により、西山委員、山田委員の2名を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、非公開とする案件につきまして、お諮りいたします。案件（2）協議事項の協議第8号 湯河原町駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、協議第9号 湯河原町都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について、協議第11号 令和2年度6月補正予算（第4号）（案）について、この3件につきましては、今後、町長部局におきまして、編成または審議される内容ですので、ここでは未成熟ですので非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、この3件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の規定により、非公開といたします。

議事録の承認

（1）令和2年4月2日教育委員会臨時会議事録の承認について

(2) 令和2年4月8日教育委員会臨時会議事録の承認について

(3) 令和2年4月23日教育委員会定例会議事録の承認について

高橋教育長 次に、議事録の承認に入ります。(1) 令和2年4月2日教育委員会臨時会議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

櫻井管理係長 令和2年4月2日教育委員会臨時会議事録をお願いします。

※ 修正なし

高橋教育長 説明が終わりました。議事録につきまして、質疑等はありませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、令和2年4月2日教育委員会臨時会議事録について、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、令和2年4月2日教育委員会臨時会議事録については、承認されました。

(2) 令和2年4月8日教育委員会臨時会議事録の承認について

高橋教育長 次に、(2) 令和2年4月8日教育委員会臨時会議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

櫻井管理係長 令和2年4月8日教育委員会臨時会議事録をお願いします。

※ 修正なし

高橋教育長 説明が終わりました。議事録につきまして、質疑等はありませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、令和2年4月8日教育委員会臨時会議事録について、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、令和2年4月8日教育委員会臨時会議事録については、承認されました。

(3) 令和2年4月23日教育委員会定例会議事録の承認について

高橋教育長 次に、(2) 令和2年4月23日教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

櫻井管理係長 令和2年4月23日教育委員会定例会議事録をお願いします。

※ 修正なし

高橋教育長 説明が終わりました。議事録につきまして、質疑等はありませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、令和2年4月23日教育委員会定例会議事録について、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、令和2年4月23日教育委員会定例会議事録については、承認されました。

案 件

(1) 議決事項

議案第15号 湯河原町児童生徒就学援助費の額について

高橋教育長 次に、案件に入らせていただきます。(1) 議決事項 議案第15号 湯河原町児童生徒就学援助費の額について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼参事 議案第15号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第15号 湯河原町児童生徒就学援助費の額について 説明)

・文科省の要綱の一部改正に伴い、令和2年度から学用品費等の支給限度額について定めるため

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山田委員 就学援助費に、文科省の話によると、今度は通信費のようなものが入るようなんですが、令和2年度から入るんですか。

菅沼参事 その件につきましては、厚労省の生活保護基準の扶助費について、もしそのような通信費が発生するのであれば、生活保護の扶助費の中に、通信費も含まれますよという通知かと思えます。ですから、新たに入れ込むというわけではないかと思えます。

また、いまの山田委員のご提案として、もしも今後そういうことがあるのであれば、これも検討したらどうかという意味合いも含まれているのかも知れませんが、それは後ほどご協議させていただきたいと思えます。

高橋教育長 要保護世帯は規定されているんですか。

菅沼参事 要保護世帯は、あくまで生活保護基準の方ですので、支援費の方の基準に入っ

ているわけではないんです。ただ、あくまで準要保護世帯が、各市町の教育委員会が必要とする費目に設定し、金額を確定すれば、市町の責任において支給は可能です。高橋教育長 GIGA対応もありますから。今後また出てくると思います。他に質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第15号についてお諮りいたします。議案第15号については、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第16号 湯河原町総合運動公園弓道場使用要綱の制定について

高橋教育長 次に、議案第16号 湯河原町総合運動公園弓道場使用要綱の制定について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

高橋社会教育課スポーツ振興係長 議案第16号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第16号 湯河原町総合運動公園弓道場使用要綱の制定について 説明)

- ・専用利用の申請、使用料の還付等について規定するため

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

西山委員 安全マニュアルができたわけですが、現在、弓道をやっている方たちだけではなく、興味を持った子どもたちが、こういったところに参加できるものだと捉えております。そういう意味で、マニュアルの9、服装についてですが、様々な礼儀作法なども加味されていると思います。たとえば、子どもたちがちょっとやってみたいなど思ったとき、まわりには指導者がいませんから、もしかしたら、湯河原弓道連盟などの方たちが来てくださって、子どもたちに対応してくださると思います。そのとき、子どもたちがいわゆる体験的なものでも、ここにあるような服装でないといけないのでしょうか。入門期について、たとえば私は高校のとき、最初の柔道のときは体操着でやった記憶があります。「稽古においては、これらに準ずる服装とします」とありますが、その辺はどのように考えたらいいのでしょうか。

富士川社会教育課長 原則的にはこのようにするというで記載させていただいており

ます。今後、子どもだけでなく、弓道教室なども開催していこうと思っておりますが、特に服装についてはこだわらず、柔軟に対応したいと考えております。

高橋教育長 弓道教室を開催して、そちらで子どもなどをを受け入れるような形にしますので、その際には、一定のルールということで、この適用はないということです。

西山委員 専門用語がありますので、できましたら、マニュアルにはふりがなを付けていただくと、わかりやすいと思います。もし、町民の方にお示しするようなことがありましたら、そのようにしていただけるといいと思います。

富士川社会教育課長 我々も弓道部と相談しながらつくりましたので、用語的にもなかなか難しいです。ふりがなや意味も記載させていただきたいと思います。

高橋教育長 他にございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第16号についてお諮りいたします。議案第16号については、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

(2) 協議事項

協議第10号 令和2年度6月社会教育課事業計画について

高橋教育長 次に、(2)協議事項に入らせていただきます。協議第10号 令和2年度6月社会教育課事業計画について、事務局から説明をお願いします。

富士川社会教育課長 協議第10号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第10号 令和2年度6月社会教育課事業計画について 説明)

・社会教育関係、青少年関係、生涯スポーツ関係事業計画の中止、検討中、書面協議のもの

高橋教育長 砂の芸術大会はどうなりましたか。

富士川社会教育課長 7月の海開きの際に予定しておりました、子ども会主催の砂の芸術大会につきまして、役員さんに話し合っていて、新型コロナウイルスの関係で、中止という連絡をいただいております。

高橋教育長 今回は残念ながら、三原市との交流ができないんですが、今年参加できない小学生がいます。来年はどうするんでしょうか。

富士川社会教育課長 今年5年生の子どもにつきましては、今年三原市から来て、来年6年生のときに、三原市に行くという順番でした。これから協議をいたしますが、予想としては、来年三原市が来られるのではないかと思います。そうすると、いまの5年生が三原市に行く機会がなくなってしまうと思います。今年も来年も行かれないという状況になってしまいます。三原市に対しては、湯河原町から行くということも考えられますよねということを、申し入れをさせていただいております。

そうしますと、令和3年度は、湯河原やっさに三原市の児童が来て、お盆のころに湯河原町の児童が三原やっさに行くという状況になる可能性もあるのではないかとということで、あわせて検討させていただきます。

高橋教育長 そういう話になると思いますので、追々ご意見を伺いたいと思っております。中止のものが多くて残念ですが、今年に限っては、やむを得ないのかなと思います。子ども会活動も、いまストップしているんですよ。

富士川社会教育課長 そうです。子ども会の役員総会ができていない状況です。コロナが収まらなないと、なかなか開けないと思います。会議等は、基本的には子ども会主体でやっております、書面会議という方法もありますよと促しておりますが、なかなかできないような状況です。我々もご協力させていただきたいと思っておりますが、現在、活動が止まっております。

山田委員 今年の5年生が三原市に行けないわけですが、三原市側でも、市内の子どもたちが学校に行ける状態になったときに、代替的に、何回かオンラインで交流してみることができれば、やってみてもいいんじゃないかなと提案させていただきます。

高橋教育長 庁舎に集まってもらって。でも、募集してないんですよ。

富士川社会教育課長 募集をする前に、中止になりました。

高橋教育長 それは三原市さんとも話をしてみてください。去年、参加した子どももいるわけですよ。

富士川社会教育課長 いまの6年生は、三原市に行っています。

高橋教育長 その子たちは、知り合いがいるわけです。検討してみてください。他に何かございますか。

委員 質問、意見等なし

(3) 報告事項

① 臨時休業中の小・中学校における学習活動等について

高橋教育長 次に、(3) 報告事項に入らせていただきます。① 臨時休業中の小・中学校における学習活動等について、事務局から報告をお願いします。

川崎教育指導担当課長 資料1をお願いします。

・各学校の取り組みについて(学習状況の把握など、心のケア、ICTの活用等)

高橋教育長 報告が終わりました。5月14日に議会の臨時会がありました。電話料やホームページの改修について議決をいただきましたので、やっとスタートができたということです。図書館は何かバックアップしていますか

大滝図書館長 学童の方へバックアップしております。

高橋教育長 いずれにしても、先生方はいろいろ工夫をされて、予防対策を講じた上で、子どもたちとふれあえることができることをやっておられます。何か質疑等はございますか。

小松委員 受け渡ししている課題とホームページに掲載されている課題は、同じものなんですか。

川崎教育指導担当課長 基本的には同じです。あとは、「こんなものもやってみよう」という感じで加えて掲載したり、あるいは、そこから文科省の家庭学習の参考になるようなところにリンクできるようになっていたり、ホームページでは工夫しているようです。

小松委員 ホームページにアクセスできない家庭の把握はできているのでしょうか。

川崎教育指導担当課長 そちらの調査については、これからとなっております。学校としては、配ったものをホームページにも載せるようにしていて、ホームページを見られるご家庭だけ特別にならないように対応しております。

高橋教育長 先ほど山田委員から出された内容なども、今後つながっていくようになると思います。他に質疑等はございますか。

貴田委員 ゴールデンウィーク明けからの先生方と子どもたちとの間の取り組みなんですが、任意でやっているんですか。

川崎教育指導担当課長 任意です。

貴田委員 持ってこない子どもはいますか。

川崎教育指導担当課長 ほとんど来ているようですが、中には来られないお子さんもおられるようですが、そんなに多くはないようです。

高橋教育長 不安をお持ちのご家庭もあるようです。

小松委員 その場合は郵送ですか。

川崎教育指導担当課長 ご家庭が学校と連絡をとっていただいて、郵送にするかとか、一番いい形を相談しながらやっているということです。

高橋教育長 電話連絡はするようにしているんですよね。

川崎教育指導担当課長 電話連絡は、必ず週2回するようにしております。

高橋教育長 他にございますか。

委員 質問、意見等なし

② 令和元年度人権教育に係る年間計画に基づく取組報告について

高橋教育長 次に、② 令和元年度人権教育に係る年間計画に基づく取組報告について、事務局から報告をお願いします。

川崎教育指導担当課長 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、② 令和元年度人権教育に係る年間計画に基づく取組報告について 報告)

・各学校別の現状(予想)、目的・ねらい、具体的方法 等

高橋教育長 報告が終わりました。学校が再開になったら、いじめの問題が出てくると言われています。今後、学校が再開になったときの先生方の意識というのは、当然高まっていると思いますが、さらに高めていただきたいと思います。何か質疑等はございますか。

西山委員 お願いという形なんです。この2カ月間というのは、非常に大きな損失だということです。特に本町の場合には、先生方は4月10日というのはすごく意識して、子どもたちに対して、命の大切さなどを、この時期だからこそ訴えてこられたと思います。この2カ月の中で、今回コロナの問題で、医療従事者のご家庭のお子さんが差別的なことを受けたりしているということが報道されています。学校が再開したとき、この2カ月間は非常にロスが大きいけれども、子どもたちもそういうことを見聞きしているかも知れませんが、先生方や友達との関わりを通して、一人の人間として、お互いを尊重し合えるような心を、ぜひ育てていくという対応を、学校現場でもしていっていただきたいと思います。

高橋教育長 他にございますか。

委員 質問、意見等なし

③ 令和元年度社会教育事業の実施状況について

高橋教育長 次に、③ 令和元年度社会教育事業の実施状況について、事務局から報告をお願いします。

富士川社会教育課長 資料3をお願いします。

(資料に基づいて、③ 令和元年度社会教育事業の実施状況について 報告)

- ・放課後子ども教室、放課後児童健全育成事業の実施状況について、ヘルシープラザの利用状況について 等

高橋教育長 報告が終わりました。何か質疑等はございますか。

小松委員 放課後子ども教室JUMPのところで、「吉浜小学校において、低学年の児童を対象に」となっていますが、「すべての児童を対象に」と直した方がいいと思います。

高橋教育長 そうですね。

小松委員 先ほど、弓道場の件のときに、キャンセルしても、5日前までなら全額返金されるというお話でした。私が以前、バレーボールでヘルシープラザを借りたときには、キャンセルしても、返金は全くありませんでした。

高橋社会教育課スポーツ振興係長 ヘルシープラザはございません。弓道場は、公園の形にあわせております。ヘルシープラザは競争が激しいので、自己都合でのキャンセルの場合は、返金しておりません。

小松委員 真鶴町ではキャンセルの場合、何日か前までなら、全部戻ってきます。ヘルシープラザはだいぶ前から予約しなければならず、人数が集まらなかったときにキャンセルしたくても、お金が全く戻ってこないのが、真鶴の方が使い勝手がいいねと言って、真鶴の施設を使っていたことがあります。そういう面で比較すると、使い勝手が悪いかという印象があります。

高橋教育長 それは検討の余地がありますね。調べて皆さんにご提案して、ご意見をお伺いして、変えられるものは変えていきたいと思います。

小松委員 利用の促進ということを考えると、真鶴などと揃えた方がいいと思います。

高橋教育長 町の体育館ですのでね

富士川社会教育課長 使用料の還付について、条例等を確認いたします。

高橋教育長 民間なども調べながら、検討材料にしたいと思います。ヘルシープラザも町民体育館も、標準的な対応にしていけないといけないと思います。他にございますか。

委員 質問、意見等なし

④ 令和元年度図書館活動報告について

高橋教育長 次に、④ 令和元年度図書館活動報告について、事務局から報告をお願いします。

大滝図書館長 資料4をお願いします。

(資料に基づいて、④ 令和元年度図書館活動報告について 報告)

・資料状況、利用状況、事業報告 等

高橋教育長 報告が終わりました。図書館は、緊急事態宣言の方針の中では、開館してもいいということでしたが、神奈川県の特措の中には入ってないです。ですから、神奈川県に従って、休館しているということです。特措法はそういう仕組みになっています。何か質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

⑤ 令和元年度美術館事業報告について

高橋教育長 次に、⑤ 令和元年度美術館事業報告について、事務局から報告をお願いします。

池谷美術館長 資料5をお願いします。

(資料に基づいて、⑤ 令和元年度美術館事業報告について 報告)

・入館者数、事業実績

高橋教育長 報告が終わりました。平松先生はいかがですか。

池谷美術館長 順調に回復をして、杖をついて歩行できるくらいになっていらっしゃいますが、新型コロナウイルスの関係で、なかなかこちらには来られないです。現在、海外で展示する、100mの屏風を完成に向けて、製作中ということです。

高橋教育長 そのスペースは空いているんですか。

池谷美術館長 特別展でやると思いますが、どういう形でやるかはまだです。

高橋教育長 100mとはすごいですね。

池谷美術館長 オランジュリー美術館に、モネの睡蓮がありますが、それが壁面に長くあります。先生はそれにちなんで、長い屏風をつくっているということです。

高橋教育長 想像ができないですね。

池谷美術館長 できれば湯河原でも展示したいとおっしゃっています。

高橋教育長 場所を検討しないといけないですね。

池谷美術館長 美術館での展示は、ちょっと無理ですね。

小松委員 幼・小・保の鑑賞教室は入館料無料だと思いますが、たとえば私立の幼稚園が
こういう鑑賞教室を希望された場合、入館料はどうなりますか。

池谷美術館長 教育に関してということで、町内は無料になると思います。

高橋教育長 吉浜小学校の場合は。

池谷美術館長 吉浜小学校は人数が多くて、まとまってこちらに来ることが難しいという
ことです。

高橋教育長 それも考えてあげないとね。

小松委員 東台福浦小学校はどういう方法で来たんですか。

池谷美術館長 町のバスです。人数が少なければ、ピストン輸送できるんですが、その辺
が難しいところです。

高橋教育長 中学生の来館者はどうですか。美術館の課題が出ているでしょう。

池谷美術館長 令和元年度は、1年生だけの課題でしたので、115名です。

高橋教育長 ここには中学生は出てないですが、夏休みの課題で、個別に来ていただい
ています。他にございますか。

委員 質問、意見等なし

⑥ 公益社団法人 小田原青年会議所からのマスク寄贈について

高橋教育長 次に、⑥ 公益社団法人 小田原青年会議所からのマスク寄贈について、こ
れはJCから4,000枚寄贈がありました。教育関係に配布ということで、早速、
学校にも一部配っております。すでに新聞紙上には出ております。

⑦ 株式会社ちぼりスイーツファクトリーからのクッキー等の寄贈について

高橋教育長 次に、⑦ 株式会社ちぼりスイーツファクトリーからのクッキー等の寄贈に
ついてですが、これもすでにいただいております。いま学校が休みなので、どうなっ
ていますか。

川崎教育指導担当課長 課題の受け渡しコーナーの一角にスペースをとっていただいて、
希望者に持って行っていただけるようにしております。

高橋教育長 あとは学童保育の方ですね。

川崎教育指導担当課長 そうです。

⑧ 湯河原町子育て世帯生活支援基金条例について

高橋教育長 次に、⑧ 湯河原町子育て世帯生活支援基金条例について、これは先の議会臨時会で、全員賛成により議決いただいた条例です。これも新聞に出ています。寄附金も募集しております。子育て関係に充当いたします。

小松委員 この寄附金は、税金の控除はどうなりますか。

高橋教育長 私も確認してないです。

小松委員 控除があると、集まり方が変わる可能性があります。新聞には載っていませんでした。

高橋教育長 どうなっているか、確認します。

山田委員 「必要に応じて、役場に連絡ください」と書いてありますよ。でも、振込票を持って役場に行くのは、すごく大変なプロセスですよ。

高橋教育長 それは寄附金控除とは関係ないと思いますよ。

山田委員 「寄附金控除を検討されている方は」と書いてあります。「振込票を大切に保管いただき、役場まで」とあります。

高橋教育長 控除対象になるのか聞いてみます。

山田委員 この寄附がどの段階でいくら集まったら、どういうものに使うのかという、具体的な子育て支援世帯への生活支援を受けた事業の具体的内容がどのようなものはわかるんですか。

高橋教育長 これには出てないです。それから、目標額もないです。仕組み的には、町に入れて、それを歳出にして、基金に積み立てという形をとります。一応、基金にプールしておいて、条例に該当する事業には、そこから取り崩して事業に充てるんです。

小松委員 この基金は今回のコロナに限らず、継続的にやっていくんですか。

高橋教育長 附則第2項に、来年3月31日限りで失効するようになっております。とりあえずはそこまでということでしょうね。

山田委員 たくさんの寄附をもらうに当たっては、今年度はこれに使いますとか、もう少し細かくわかった方が、寄附した人が、いつ使われるかわからないでプールされているより、より多くの方が寄附しやすいのかなと思います。

高橋教育長 財政課に、そのようなご意見があったということをお伝えします。

山田委員 そうすると、いま、どのぐらい緊急で必要なのかというのがわからないと思います。

高橋教育長 具体の事業については、まだ決まってないというようじゃないでしょうかね。

西山委員 「学校教育における新型コロナウイルス感染症対策事業」の中で、「小中学校が

再開されてから3カ月間、保護者から集金する給食費を、湯河原町が全額補助するものです」というのは。

高橋教育長 基金とは別です。

西山委員 中学校も含めて書いてあるわけですが、実際に補助対象になるのは小学生だけですよね。

高橋教育長 両方です。

小松委員 牛乳の分ですね。

西山委員 わかりました。

高橋教育長 町長からお話がありまして、よろしくということをお願いしたものです。他にございますか。

委員 質問、意見等なし

その他

高橋教育長 次に、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

委員 質問、意見等なし

次回開催日程

高橋教育長 それでは、次回開催日程についてですが、6月26日（金）午後1時30分からです。その次の7月定例会ですが、7月31日に教科書の採択協議会が午前中予定されておりますので、午後からお願いしたいと思います。

それでは、以上で、秘密会を除く本日の日程は、すべて終了いたしました。

※ ここから秘密会